令和2年12月23日 老高発1223第1号 国住心第325号

> 厚生労働省老健局高齢者支援課長 国土交通省住宅局安心居住推進課長 (公印省略)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 の一部を改正する省令の施行について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「改正省令」という。)は、令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日より施行されることとなっている。

改正省令の施行に当たっては、下記事項にご留意いただき、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

また、貴管下市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づく技術的 助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。)においても押印を求めている手続について、押印を不要とするための所要の改正を行うこととしたものである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

第2 改正の概要

改正省令による改正前の施行規則では、別記様式第一号及び別記様式第二号において、「印」の欄を設けることにより押印を求めていたところ、改正後の施行規則では、「印」を削り、押印を不要とする。

第3 経過措置について

改正省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。

以上